

別表第三号の二 工事落成、設置場所変更又は変更工事完了に係る届出書の様式(第13条第2項及び第25条第5項関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

工事落成等届出書

年 月 日

総務大臣 殿(注1)

収入印紙貼付欄
(注2)

- ☐電波法第10条の規定により、工事が落成したので、下記のとおり届け出ます。
- ☐無線局免許手続規則第25条第4項の規定により、無線設備の設置場所を変更したので、下記のとおり届け出ます。
- ☐無線局免許手続規則第25条第4項の規定により、無線設備の変更の工事が完了したので、下記のとおり届け出ます。

(注3)

記

1 届出者(注4)

[illegible]

2 工事落成、設置場所変更又は変更工事完了に係る事項(注5)

① 無線局の種別及び局数	
② 識別信号	
③ 免許の番号	
④ 予備免許の年月日及び 予備免許通知書の番号又は 変更の許可の年月日及び 変更許可通知書の番号	
⑤ 工事落成の年月日、設 置場所変更の年月日又は	

変更工事完了の年月日	
⑥ 検査を希望する日	

3 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2 収入印紙については、次によること。

(1) 収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。

(2) 収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、届出書の余白に「過納承諾氏名」のように記入すること。

3 該当する□にレ印を付けること。

4 1の欄は、次によること。

(1) 住所の欄は、日本産業規格JIS X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2) 届出者が外国人である場合は、住所の欄については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4) 代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

5 2の欄は、次によること。

- (1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して届出を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。
- (2) ②の欄は、届出に係る無線局に指定されている識別信号を記載すること。
- (3) ③の欄は、設置場所変更の届出又は変更工事完了の届出の場合に限り、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。
- (4) ④の欄は、工事落成の届出の場合は予備免許の年月日及び予備免許通知書の番号を記載し、設置場所変更の届出又は変更工事完了の届出の場合は変更の許可の年月日及び変更許可通知書の番号を記載すること。なお、年月日は、「H28. 12. 21」のように記載すること。
- (5) ⑤の欄は、工事落成の届出の場合は工事が落成した年月日を記載し、設置場所変更の届出の場合は無線設備の設置場所を変更した年月日を記載し、変更工事完了の届出の場合は無線設備の変更の工事が完了した年月日を記載すること。なお、年月日は、「H28. 12. 21」のように記載すること。
- (6) ⑥の欄は、総務大臣が職員を派遣して検査を行う場合であつて、検査を希望する日がある場合に限り、当該希望する日を記載すること。なお、年月日は、「H28. 12. 21」のように記載すること。

6 届出書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。